

鳥取県告示第744号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成21年12月11日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年12月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
181号	米子市八幡字東六反田673-2地先から同市八幡字新岸1079地先まで	平成21年12月12日
	西伯郡伯耆町坂長字村上1076-1地先から米子市八幡字東六反田678-7地先まで	